

## 国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループの設置について

### 1 概要

国民生活基礎調査では、近年、国民のプライバシー意識の高まり等により、調査協力が得にくくなるなどして、回収率が低下傾向にあり、特に都市部の若年・単独世帯において捕捉率が低くなっている。

その結果、母集団情報である国勢調査結果と比べかい離があり、特に単独世帯は大きくかい離している状況にある。

こうした状況下で、2019 年本調査の調査計画についての統計委員会諮問第 118 号の答申（平成 30 年 12 月 17 日）において今後の課題として、「非標本誤差の縮小等に向けた更なる取組の推進」が掲げられ、

具体的には、

- (1) 非標本誤差の縮小に向けた調査方法の見直し、
- (2) 結果精度向上に向けた推計手法の見直しが指摘されている。

このため、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループを設置し、本調査の見直しについて議論を進める。

### 2 ワーキンググループでの検討内容

#### ○ 検討内容 1：オンライン調査の導入に向けた検討

調査系統及び調査時期との関係や現行の 5 種類ある調査票など調査計画全体の見直しも含め検討

#### ○ 検討内容 2：結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討

国勢調査結果とのかい離是正を図るための世帯属性ごとのきめ細かな層別の拡大乗数の設定、国勢調査の中間年における推計方法の検討等

### 3 スケジュール

2019 年度にワーキンググループを設置し、年に数回程度開催し、2020 年度末までに結論を得ることを目標とする。

なお、検討結果については、厚生労働統計の整備に関する検討会に報告する。

## 国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループについて（案）

平成 年 月 日

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

国民生活基礎調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

（ 検 討 中 ）

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは2021年3月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公開する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。